

令和 6 年度

公共補償円滑適正対策事業
泉田川地区第 1 号導水幹線水路他用地調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 この特別仕様書は、令和 6 年度公共補償円滑適正対策事業泉田川地区第 1 号導水幹線水路他用地調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成 14 年 3 月 22 日付け 13 農振第 3155 号、一部改正令和 5 年 11 月 13 日）別記（Ⅰ）用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施する。

なお、今後共通仕様書に改正があった場合は、改正後の共通仕様書により実施する。

(目的)

第 2 条 本業務は、公共補償円滑適正対策事業に基づき、国営造成施設に係る区分地上権等の権利の取得に必要となる用地調査等を実施し、用地補償業務の円滑な推進に資するものである。

(業務概要)

第 3 条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

山形県新庄市他 1 町

(別添位置図のとおり。)

(2) 調査区域

①地域区分は、森林とする。

②調査区域延長は、2.410km とする。

③調査区域面積は、12.05ha とする。

(障害物の伐除)

第 4 条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第 5 条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能な者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（2）の照査技術者の要件とする。

また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 7 年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

ア 土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に 10 年以上従事した者

イ 土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に 17 年以上従事した者

（配置技術者の確認）

第 6 条 共通仕様書第 41 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

（１）受注者は、作業計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更作業計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

（２）共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、作業計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（低入札価格契約における第三者照査）

第 7 条 別紙 1 に掲げる割合に、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 79 条の基準に基づいて作成された予定価格（以下、「予定価格」という。）を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 9 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

（１）予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。

（２）東北農政局において、令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格の測量・建設コンサルタント等のうち測量・補償コンサルタントの参加資格の認定を受けていること。

（３）東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

（４）共通仕様書第 30 条守秘義務を遵守できるものであること。

（５）中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するのは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

（ア）親会社と子会社の関係にある。

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

①照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

②照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物納入時の打合せへの立会い

特別仕様書第 15 条に示す打合せのうち、成果物納入時の段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者による照査に係る履行確認

管理技術者は照査毎に、第三者照査技術者の照査状況を写真撮影により記録し、照査成果と併せて整理の上、監督職員に報告するものとする。

8 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

9 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、業務請負契約書第 41 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(保険加入)

第 8 条 受注者は共通仕様書第 37 条に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 測 量 条 件 及 び 貸 与 資 料 等

(測量の基準及び精度等)

第 9 条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

精度区分は、登記所備付けの地図の精度に準ずるものとする。

ただし、地図の備付けのない地域においては、地籍調査に準ずるものとする。

(貸与資料等)

第 10 条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
泉田川地区第 1 号導水幹線水路平面図	一 式	
泉田川地区第 1 号導水幹線水路縦断図	一 式	
泉田川地区取水幹線水路平面縦断図	一 式	
泉田川地区第 1 号幹線用水路平面縦断図	一 式	
その他監督職員が必要と認める資料	一 式	

- 2 受注者が、土地の登記記録等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第11条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作業項目	数量	備考
(1) 作業計画	1 業務	
(2) 現地踏査	1 業務	
(3) 地図の転写	12.050ha	
(4) 土地の登記記録調査	12.050ha	
(5) 転写連続図作成	12.050ha	

(指示事項)

第12条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

- (1) 転写連続図作成

図面の用紙は紙とし、規格はA3型とする。

- (2) 土地の登記記録調査

土地に関する所有権以外の権利の登記がある場合その他必要に応じて登記事項証明書を提出するものとする。

第4章 成果物

(成果物等)

第13条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

なお、成果物の電子媒体(CD-R等)は正副2部提出しなければならない。

1 電子納品

成果物	数量	備考
地図の転写図、転写連続図、土地の登記記録調査表の電子データ	正副2部	CD-R等

2 その他の成果物

成果物	数量	備考
転写連続図	1部	綴じ込み
土地の登記記録調査表	1部	綴じ込み
その他必要な資料(全部事項証明書、公図等)	1部	綴じ込み CD-R等

3 成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎5階
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第5章 業務実績データの作成及び登録

(登録機関)

第14条 共通仕様書第12条で監督職員が指定する登録機関は、AGRI Sセンター（関東農政局土地改良技術事務所）とする。

第6章 打合せ

(打合せ)

第15条 本業務の実施にあたっては、次の段階で打合せを行うものとし、着手時前と成果物納入時は管理技術者が出席するものとする。

また、打合せの場所は、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所とする。

- (1) 着手時前 1回
- (2) 中間打合せ 1回
- (3) 成果物納入時 1回

ただし、別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

第7章 契約変更

(契約変更)

第16条 業務請負契約書第17条、第18条、第19条及び第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、下記のとおりとする。なお、軽微なものについては変更しない場合がある。

- (1) 本特別仕様書第11条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 本特別仕様書第12条に示す「指示事項」に変更が生じた場合
- (3) 本特別仕様書第13条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (4) 本特別仕様書第15条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) その他

第8章 その他

(管理技術者)

第17条 別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は、屋外で行う調査の実施に際して現場に駐在するとともに、屋外作業期間中、毎日、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所に出向き、監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に作業内容を記載の上、押印するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(疑 義)

第 18 条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

別紙 1（第 7 条、第 15 条、第 17 条関連）

【割合】

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表 A～C までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業務区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

「用地測量業務」の場合の業種区分は「測量」を適用する。

[illegible]